

議案第34号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する。

（提案理由）

令和8年度及び令和9年度に係る関係区市町村の負担金の額に関し、規約の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第291条の11の規定に基づき提出するものである。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。